

津島市の給与・定員管理等について

市職員の給与は地方自治法、地方公務員法等の定めに基づき、市の条例、規則により定められています。今回はその状況を公表します。

平成30年4月1日の数値は、平成30年の地方公務員給与実態調査・地方公共団体定員管理調査に基づくものです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

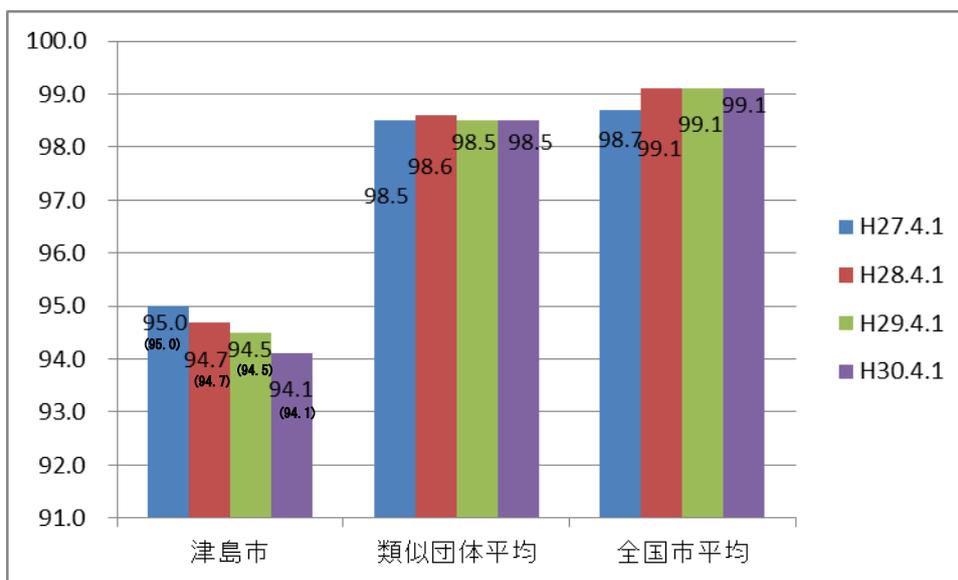
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	63,233	20,253,468	923,326	3,550,844	17.5	17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)平成28年度 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	412	1,511,026	367,054	609,907	2,487,987	6,039	6,018

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 人件費については、特別職及び教育長に支給される給料、報酬等を含む。
 4 職員給与費については、特別職及び教育長を含まない。
 5 職員給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当事項無し

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準6%に対し、津島市においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%。

給与改定後は、平成27年4月に遡及して5%、平成28年4月1日時点は6%を支給

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%
津島市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

住居手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(5) 特記事項

特記事項無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津島市	41.3歳	298,526円	385,134円	339,473円
愛知県	41.9歳	324,709円	438,458円	384,841円
国	43.5歳	329,845円	410,940円	—
類似団体	41.8歳	314,538円	384,959円	350,701円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		津島市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	187,200円	186,700円	179,200円
	高校卒	153,000円	152,200円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,633円	355,280円	409,364円	-円
	高校卒	-円	-円	370,425円	-円

(注) 個人が特定されるものについては公表していません（2人以下の項目）

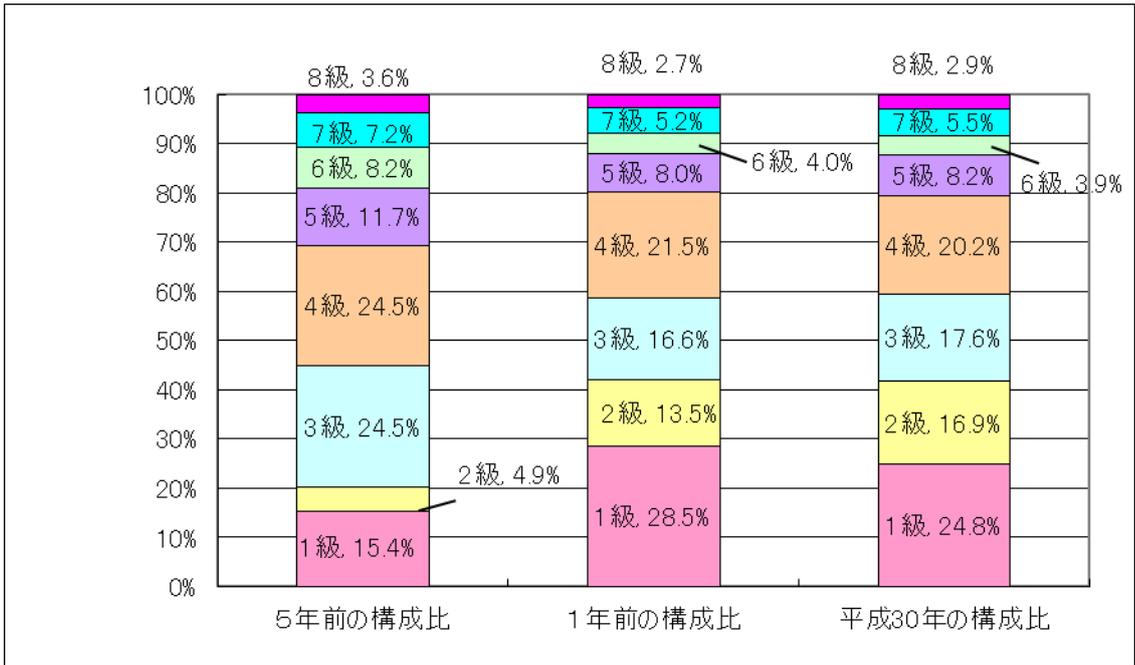
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

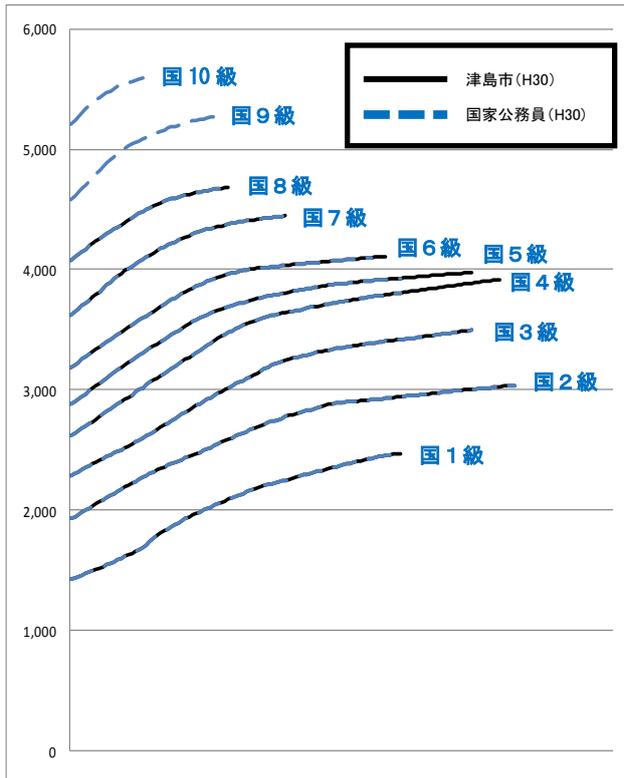
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	76人	24.8%	144,100円	247,600円
2級	主事（相困）・技師（相困）	52人	16.9%	194,000円	304,200円
3級	主査	54人	17.6%	230,000円	350,000円
4級	統括主任・主査（特困）	62人	20.2%	263,000円	392,200円
5級	補佐	25人	8.2%	288,900円	398,000円
6級	課長・主幹	12人	3.9%	319,200円	411,200円
7級	次長・課長（相困）	17人	5.5%	362,900円	444,900円
8級	部長	9人	2.9%	408,100円	468,600円

(注) 1 津島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 30 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（津島市）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分

上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津島市	愛知県	国
1人あたり平均支給額(平成29年度) 1,529千円	1人あたり平均支給額(平成29年度) 1,805千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(3~20%) 管理職加算(4~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5~20%) 管理職加算(10~25%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

津島市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,183千円	17,222千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		95,701千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		239,853円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	6%	399人	6%
医師	16%	72人	16%

(4) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成29年度決算）		7,729千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		80,507円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		24.10%	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	全職種	感染症の患者（保菌者）の住宅及び付近一帯の消毒作業の業務	1回 300円
危険手当	一般行政職・技能労務職	道路上で従事する現業業務	日額 140円
市税徴収手当	税務職	常時市税の徴収業務	日額 140円
税務調査手当	税務職	土地、家屋、所得、償却資産等の調査業務	日額 140円
不快手当	一般行政職・技能労務職	塵芥の収集及び処理に伴う業務	日額 1,000円
火葬業務手当	一般行政職・技能労務職	斎場に従事する職員	日額 1,000円
運転手当	一般行政職・技能労務職	自動車の運転業務	日額 140円
現業員手当	一般行政職	福祉課の現業業務	日額 80円
消防手当	消防職	消防吏員	日額 80円
火災等出動手当	消防職	火災・その他災害の警戒のための出動	1回 450円
機関員出動手当	消防職	火災・その他災害及び救急、救助のための消防車両の運転業務	1回 100円
救急出動手当	消防職	救急、救助のための出動（気管挿管を行うことのできる救急救命士の場合）	1回 450円
		救急、救助のための出動（薬剤投与を行うことのできる救急救命士の場合）	1回 350円
		救急、救助のための出動（その他の救急救命士の場合）	1回 300円
		救急、救助のための出動（救急救命士以外の場合）	1回 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	119,343千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	299千円
支給実績（平成28年度決算）	134,248千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	330千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成29年度 決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成29年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円	同じ		43,670千円	237,337円

	<ul style="list-style-type: none"> ・父母等 6,500円 ・15歳に達し最初の4月1日から22歳に達し最初の3月31日までの子(1人につき) 5,000円加算 				
住居手当	(1)借家・借間 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除額 12,000円 ・全額支給額 11,000円 ・1/2加算限度額 16,000円 (最高支給限度額27,000円) (2)持家 0円	同じ		24,365千円	283,310円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)交通用具利用者 通勤距離に応じて 2,700円～24,500円	異なる	(2)金額が異なる距離区分がある	30,103千円	89,061円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものに支給 41,600円～75,200円	異なる	支給区分 支給額	38,122千円	828,734円
休日勤務	祝日法による休日及び年末年始の休日勤務 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1時間当たりの給与額の135/100 	同じ		1,440千円	288,014円
夜間勤務手当	午後10時～午前5時勤務 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務1時間当たりの給与額の25/100 	同じ		5,723千円	119,237円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	906,000 円 (906,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,053,000 円 / 649,800 円
	副 市 町 村 長	761,000 円 (761,000 円)	870,000 円 / 578,000 円
報 酬	議 長	481,000 円	629,000 円 / 350,000 円
	副 議 長	441,000 円	575,000 円 / 300,000 円
	議 員	417,000 円	530,000 円 / 280,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成29年度支給割合) 3.25 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成29年度支給割合) 3.25 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100	(1期の手当額) 18,120,000 円
	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数×350/100	10,654,000 円
			(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

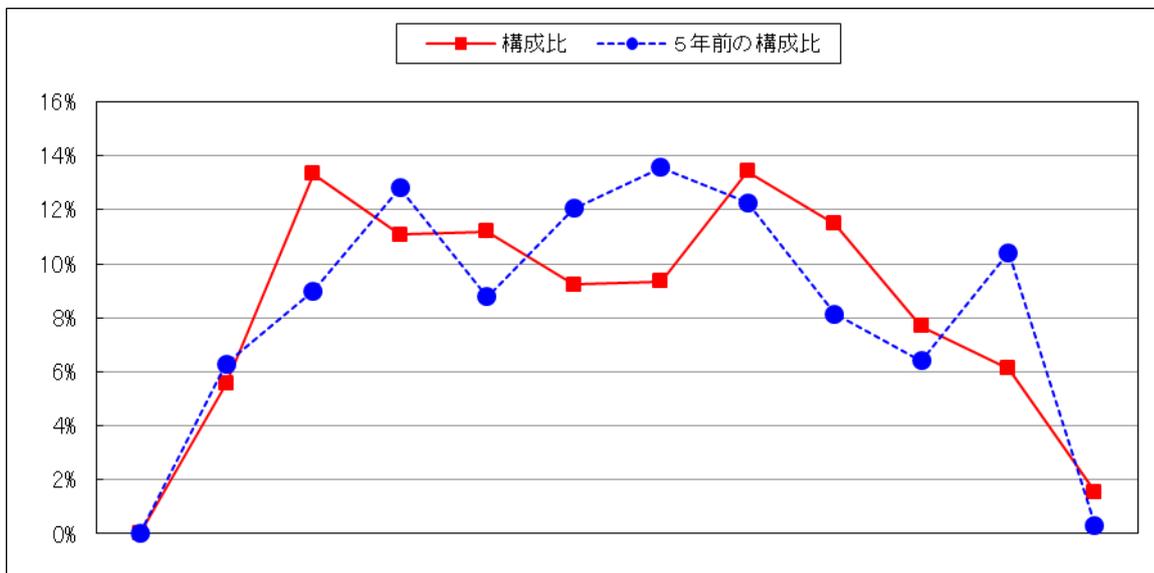
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般会計部門	議会	6	6	0	業務の合理化による減 業務量の増 業務の合理化による減 業務の合理化による減 業務の合理化による減 〈参考〉人口1万人当たり職員数 47.92人
		総務	101	94	▲7	
		税務	31	31	0	
		農林水産	3	4	1	
		商工	7	5	▲2	
土木衛生		29	29	0		
衛生	87	87	0			
		計	49	47	▲2	
		計	313	303	▲10	〈参考〉人口1万人当たり職員数 47.92人
		教育部門	33	36	3	業務量の増
		消防部門	74	73	▲1	業務の合理化による減
		小計	420	412	12	〈参考〉人口1万人当たり職員数 65.16人
会計部門等	公営企業部門等	病院	602	559	▲43	業務の見直しによる減 業務の合理化による減 新規事業の開始による増
		水道	17	15	▲2	
		下水	7	7	0	
		その他	34	35	1	
		小計	660	616	▲44	
合計			1,080 [1,122]	1,028 [1,122]	▲52	〈参考〉人口1万人当たり職員数 162.57人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	57人	137人	114人	115人	95人	96人	138人	118人	79人	63人	16人	1,028人

(注) 特別職及び教育長を含まない。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政	287	283	286	303	313	303	16 (5.28%)
教育	33	32	30	32	33	36	3 (8.33%)
消防	70	70	69	73	74	73	3 (4.11%)
普通会計計	390	385	385	408	420	412	22 (5.34%)
公営企業等会計計	533	547	633	648	660	616	83 (13.47%)
総合計	923	932	1,018	1,056	1,080	1,028	105 (10.21%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。